

# 特定都市河川浸水被害対策法

(平成一五年六月一日法律第七七号)

## 一、提案理由(平成一五年五月一三日・参議院国土交通委員会)

国務大臣(扇千景君) おはようございます。

ただいま議題となりました特定都市河川浸水被害対策法案及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

まず、特定都市河川浸水被害対策法案について申し上げます。

近年、都市部の河川流域においては浸水被害が頻発しており、また、集中豪雨の頻発により浸水被害の危険性が增大しているにもかかわらず、通常の河川改修による浸水被害の防止が市街化の進展により困難となっているところであります。

そのため、この法律案は、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可等の措置を講ずることにより、総合的な浸水被害対策を推進しようとするものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、国土交通大臣又は都道府県知事は、一定の要件に該当する河川及びその流域を特定都市河川及び特定都市河川流域として指定することとしております。

第二に、特定都市河川の河川管理者、関係下水道管理者、関係都道府県知事及び関係市町村長は、共同して、浸水被害対策の総合的な推進のために流域水害対策計画を策定することとしております。

第三に、特定都市河川の河川管理者は、特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設を整備することができることとしております。

第四に、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を要すること等により、特定都市河川流域における雨水の流出を抑制することとしております。

第五に、浸水被害を防ぐべく目標となる降雨が生じた場合の浸水が想定される区域を都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域として指定し、円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

……………(略)……………

以上が、特定都市河川浸水被害対策法案及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

## 二、参議院国土交通委員長報告（平成一五年五月一六日）

藤井俊男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定都市河川浸水被害対策法案は、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可等の措置を講ずることにより、総合的な浸水被害対策を推進しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、特定都市河川の指定基準と大都市に限定する理由、市街地の開発と都市型水害との因果関係、地下街等における水害対策、道路の透水性舗装等の推進、防災街区整備事業の施行要件と事業の利点、事業施行に当たっての地区外転出者、高齢者等への対応、借家人等の関係権利者の合意形成その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、特定都市河川浸水被害対策法案は全会一致をもって、また密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

### 附帯決議（平成一五年五月一五日）

今後、都市化、市街化の一層の進展が予想される中で、都市水害対策は、治水政策に加え、都市政策、住宅政策、環境政策等の多面的視点を要する政策課題として検討されるべきである。

このような考え方の中で、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、都市河川流域における宅地造成等については、流域住民の安全性の確保を図るため、計画的な整備が行われるよう措置すること。
- 二、防災調整池等の雨水貯留浸透施設については、多目的複合利用を積極的に推進するなど、その有効かつ効率的な整備・運用を図ること。
- 三、都市部における適切な水循環を図る観点から、雨水の生活用水等への再利用を始め、その一層の有効利用を図るための方策を検討すること。
- 四、流域水害対策計画の策定に当たり、学識経験者及び住民の意見が十分反映されるよう努めること。
- 五、都市河川流域における住民に対する洪水等情報が的確に伝達され、周知徹底が図られるよう努めること。

六、雨水浸透阻害行為に係る許可、保全調整池に係る届出、必要な助言又は勧告に関して、その実施状況等を踏まえ、適宜見直しを検討すること。

右決議する。

三、衆議院国土交通委員長報告（平成一五年六月五日）

河合正智君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定都市河川浸水被害対策法案について申し上げます。

本案は、都市部を流れる河川の流域において、浸水被害から国民の生命、身体または財産を保護するため、一定の要件に該当する河川及びその流域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備等、所要の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、三十日に質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。

質疑の中では、特定都市河川浸水被害対策法案につきましては、都市型水害が頻発する原因、雨水貯留浸透施設の整備効果等について議論が行われ、また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、高齢者等社会的弱者の居住安定の確保策、防災街区整備事業組合の設立要件等について議論が行われました。

質疑終了後、特定都市河川浸水被害対策法案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年六月四日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 都市水害対策の実施に当たっては、河川行政と下水道行政、都市計画行政、住宅行政、環境行政等との十分な連携を図り、多面的視点に配慮して推進すること。特に、今後の市街化の進展状況を見据えた計画的なまちづくりに十分留意すること。
- 二 都市河川流域における宅地造成等の開発行為については、雨水浸透機能の十分な確保が図られるよう、開発業者等に対し本法の趣旨を周知徹底すること。また、民間の防災調整池については、適切な管理がなされその効用が十分に全うされるよう積極的

- な助言、支援に努めること。
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に際しては、多目的複合利用を積極的に推進するなど、その有効かつ効率的な整備・運用を図ること。
  - 四 流域水害対策計画の策定に当たっては、地域の実情に十分配慮し、学識経験者及び住民の意見が反映されるよう努めること。
  - 五 都市河川流域の住民に対しては、洪水時等に想定される具体的な浸水状況や円滑かつ迅速な避難体制について、ハザードマップの活用等により十分な周知徹底を図るとともに、防災訓練の積極的な実施等により防災意識の啓発に努めること。
  - 六 水害発生時においては、的確かつわかりやすい情報の迅速な伝達を図るとともに、高齢者等の災害弱者の安全かつ効果的な避難について配慮すること。
  - 七 都市部における適切な水循環を図るため、雨水の再利用等の有効利用を積極的に推進すること。
  - 八 雨水の浸透機能を有する道路舗装を積極的に推進すること。